

最高裁決定に対する声明

令和4年10月31日

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護団	代表弁護士	馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会	代表	森 直明
石木川まもり隊	代表	松本美智恵
水問題を考える市民の会	代表代行	篠崎 義彦
石木川の清流とホタルを守る市民の会	事務局長	田代 圭介
石木ダム建設に反対する川棚町民の会	代表	炭谷 猛
いしきを学ぶ会	代表	森下 浩史

令和4年9月16日、最高裁判所において、石木ダム建設事業並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件の上告を棄却し、かつ、上告受理申立を受理しない旨の不当決定がなされた。

本訴訟は、石木ダム建設予定地とされている川原(こうばる)に居住する者を中心に川棚町民、佐世保市民を含め全国の当事者が、客観的に全く必要がない石木ダム工事を続行しようとする長崎県・佐世保市に対して、人格権に基づき工事の差し止めを求めた訴訟である。

石木ダム事業がダムありきの不必要な事業であり、これに基づく工事もまた不必要であること、不要であるだけでなく、同工事がこうばる地区に居住する13世帯の居住者らの平穏生活権(自ら選択した土地で継続的かつ平穏に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利)を侵害するものであること、さらに、この侵害は金銭で補償できるものではなく、工事続行が絶対に許されないこと、加えて、無駄な事業に税金を費消される佐世保市民・長崎県民の生活にも深刻な被害を与える等、本件工事による被害者が居住者に限られ

ないことは、私たちが繰り返し裁判所内外で主張してきたところである。

そうであるにもかかわらず、最高裁判所は、福岡高等裁判所の不当判決に対して、手続的判断をするにとどめ、実体的判断をしなかったことは、全く必要性がなくかつ著しく人権を侵害する工事を強行しようとしている長崎県・佐世保市の違法な行為から目を背けたものであり、極めて不当な決定と言わざるを得ない。

たとえ裁判所が本件工事の差し止めを認めなかったとしても、本件事業及びこれに基づく工事が、社会通念に照らして必要性がなく、現地居住者の人格権を侵害するばかりか、佐世保市民・長崎県民の人権をも侵害するものであることは明らかであり、このような不当決定はかえって、石木ダム事業が違憲・違法な事業及び工事であるという私たちの確信を一層強めるものである。

居住者らは、長年にわたり、石木ダム事業によって人生を翻弄されてきたが、事業及び工事の不合理性から目を背け、起業者による居住者らの人権侵害に手を貸すかのような決定は、強く非難されるべきである。このような違法な事業で居住者らの人権を侵害する状態が継続することは絶対に許されないし、ましてや居住者らを強制的に排除することはなおさら許されない。

私たちの石木ダム計画が撤回されるまで闘うという決意はこの不当決定で何ら揺らぐものではない。

今回の最高裁判所の不当判決を受けて、私たちは改めて、違憲・違法な石木ダム事業に対し、今後も反対運動を続けていく決意を強くした。

そこで、九州地方整備局に対して、事業認定庁として判断を自主的に見直すよう求めるとともに、起業者である長崎県及び佐世保市に対して、石木ダム事業計画を撤回するよう求めるものである。

私たちの石木ダム計画が撤回されるまで闘うという決意は一連の裁判所の判断によって何ら揺らぐものではなく、その実現に向けてこれまでと同じく行動を続けることをここに宣言する。

以 上